

2. 出産編

(1) 先天性代謝異常等検査

三重県では、生後4～7日目（お乳を飲み始めて3～4日過ぎた頃）のすべての新生児を対象に、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症のスクリーニング検査の費用を助成しています。母子健康手帳交付時にお渡しした「先天性代謝異常等検査申込書」に必要事項をご記入のうえ、医療機関にご提出いただくと無料で検査を受けることができます。

先天性代謝異常等の病気のなかには、早く見つけて治療を始めることにより、障がいなどの発生を防ぐことができるものがあります。この検査は、そのような病気を、症状が出る前に見つけて、すぐに効果的な治療を始めるための大切な検査です。検査結果の異常が通知された場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。

《検査方法》

赤ちゃんのかかとから少量の血液を採取して実施します。医療機関で採血された血液が検査機関へ送られ、血液に含まれる成分を分析し、酵素が正常に機能しているかを調べます。

《検査費用》

検査費用は三重県が負担しますので、検査自体に費用はかかりません。ただし、採血や検体送付にかかる費用は自己負担となります。



※ 三重県以外の都道府県で里帰り出産をされる方へ

三重県にお住まいの方で、他の都道府県で出産される場合は、それぞれの都道府県の検査を受けることができます。出産される医療機関、またはその住所地を管轄する都道府県及び政令市に直接お問い合わせください。

(2) 新生児聴覚スクリーニング検査

赤ちゃんは、生まれてからいろいろな音を聞いたり声を出したりして、話し始めるための準備をします。難聴は目に見えないため気づかれにくく、2歳を過ぎてからの「ことばの遅れ」によってようやく発見され、支援開始が3歳以降になることがしばしばありました。しかし、支援開始が3歳以降となると、その後の言語習得にかなりの努力が必要になってしまいます。そのため、医療機関で出生後早期（おおむね3日以内）に、聴覚検査を実施されることをおすすめします。



生まれつき聴覚に何らかの障がいを持つ赤ちゃんは、1,000人に1～2人といわれています。万が一、耳の聞こえに問題が見つかった場合でも、生後6か月までに補聴器をつけて適切な対応を開始することによって、その後の言語能力やコミュニケーション能力に問題が生じる可能性は少なくなり、お子さんの将来に大きな可能性がもたらされます。そのためにも、生後すぐに聴覚スクリーニング検査をすることは大変重要です。

2. 出産編

《検査方法》

生まれてすぐの赤ちゃんは言葉を話すことができないため、コンピューターに出る反応によって耳の聞こえを調べます。

現在使われている方法には、以下の2つがあります。どちらの検査方法も痛みはなく、数分程度で簡単に終わります。赤ちゃんが眠っている安静時に検査をする必要があるため、生後すぐの入院中に実施するのが効率的です。

検査名	説明
自動 ABR (自動聴性脳幹反応)	音を赤ちゃんに聞かせ、脳からの電氣的反応を調べるもの
OAE (耳音響放射)	耳から音を入れると、内耳から反射音が出るという現象を利用して調べるもの

《検査費用》

有料（医療機関により異なります）

《助成金額》

上限 3,000 円（新生児1人につき1回限り）

※ 費用助成の受け方

《対象者》

以下の2点両方に該当する方が対象です。

- ① 生後3か月未満に新生児聴覚スクリーニングを受けた新生児の保護者
- ② 検査を受けた日において、新生児・保護者ともに度会町の住民基本台帳に記録されている、または度会町の外国人登録原票に登録されている方

※ただし、他市町で助成を受けた場合や保険診療で検査を受けた場合は対象外となります。

《申請方法》

① 伊勢市内の実施医療機関*で検査を受ける場合

※伊勢赤十字病院、菊川産婦人科、玉石産婦人科、寺田産婦人科



母子健康手帳交付時にお渡しした「度会町新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業聴覚検査受診券」に必要事項をご記入のうえ、医療機関に提出ください。申請は不要です。

※医療機関の窓口でのお支払いが、検査料金から3,000円を差し引いた金額になります。

② 上記の実施医療機関以外で検査を受ける場合

医療機関の窓口で検査料金全額を自己負担にてお支払いいただき、役場 保健子ども課（TEL：62-1112）窓口へ申請してください。

《申請期限》

検査を受けた日から起算して6か月以内

《持ち物》

- ① 新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金交付申請書
（町ホームページからダウンロード可。保健子ども課の窓口でも記入可）
- ② 母子健康手帳（聴覚検査実施の記録があること）
- ③ 新生児聴覚スクリーニング検査にかかる領収書（原本）
- ④ 振込先がわかるもの（通帳等）
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 度会町新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業聴覚検査受診券（返却）

(3) 出生届

出生届は、赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に届出をしていただく必要があります。

《届出人》

父または母

《持ち物》

出生届書（出生証明書添付のもの）

母子健康手帳

新生児出生連絡票（次ページ参照）

《担当窓口》

役場 税務住民課（TEL：62-2411）

※ 注意事項

- 届出は、本籍地、住所地、所在地、出生地、いずれかの市区町村役場で行うことができます。
- 出生届は、土日や祝日・年末年始でも役場で宿日直者が受付をすることができますが、宿日直者は届出をお預かりするだけです。その他の手続は平日に行ってください。
- お名前に使用できる漢字は、常用漢字か人名用漢字です。



以下に該当する方は、届出時に各種手続も同時に行ってください。

- **全 員** → 健康保険加入（P15）
出産育児一時金（P16）
児童手当（P17）
- 所得の条件を満たす方 → 子ども医療（P17）
- ひとり親家庭の方、障がいのある方は別途手続きがあります。保健こども課へお問い合わせください。

(4) 新生児出生連絡票・低体重児出生連絡票

母子健康手帳交付時にお渡しした「新生児出生連絡票」に必要な事項をご記入のうえ、出生届と同時に提出ください。

後日、連絡票にご記入いただいたお電話番号へ、保健こども課の保健師からご連絡をさせていただきます。

赤ちゃんのご様子やお母さんの体調、保護者の方の育児等に関する不安やお困り事等についてお話をうかがい、家庭訪問（次ページ参照）の日時についてご相談させていただきます。



《提出先》 役場 保健こども課（TEL：62-1112）

※ 小さくお生まれになった赤ちゃんへ



体重 2,500g 未満でお生まれになった赤ちゃんは、「新生児出生連絡票」のほか、「母子保健のしおり」に綴られている「低体重児出生連絡票」もあわせて上記提出先へご提出をお願いします。

連絡票の宛先をご記入のうえ、切手を貼付していただくと、郵送にてご提出いただくこともできます。

※(13)養育医療給付制度（18 ページ）もご覧ください。

《宛先》 〒516-2195
三重県度会郡度会町棚橋 1215-1
度会町役場 母子保健担当課 行

※ 新生児・未熟児・産婦訪問をご希望される方へ

生まれて間もない赤ちゃんの発育の様子や母乳の与え方、出産後のお母さんの体調回復等についてのご相談等、保健師や管理栄養士による訪問をご希望される方は、保健こども課（TEL：62-1112）へご連絡ください。

《対象》

生後 28 日までの新生児、出生体重 2,500g 未満の低体重児、未熟児、産婦

《内容》

赤ちゃんの体重測定等発育発達の確認、母親の体調管理、母乳等の相談など

(5) おめでとうコール

産後2～3週間目の時期に保健師から電話をします。出産直後は精神的に不安定になりやすく、慣れない育児にご不安やお困り事が多い時期です。自信をもって楽しく育児ができるようサポートさせていただきますので、保健師（TEL：62-1112）に何でもご相談ください。

(6) こんにちは赤ちゃん訪問

度会町では、生まれたばかりの赤ちゃん、ご出産を終えられたお母さん、これから育児に携わるご家族をサポートするために、保健こども課の保健師が生後4か月までの赤ちゃんがいらっしゃるすべてのご家庭を訪問し、育児や産後の生活等についてご相談をお受けしています。

「新生児出生連絡票」（前ページ参照）にご記入いただいたご連絡先に保健師からお電話をさせていただきます、家庭訪問の日時についてご相談させていただきます。家庭訪問の際、生後2か月過ぎから始まる予防接種の予診票つづり（26～27ページ参照）もお配りしています。



《訪問時の主な支援内容》

お母さん

- ・妊娠中からの経過確認
- ・体調確認
- ・育児の状況確認
- ・ご相談への対応

赤ちゃん

- ・身体計測
- ・発育・発達の確認
- ・生活状況の確認
- ・予防接種等についての説明

※ 里帰りされている方へ

「新生児出生連絡票」（前ページ参照）の里帰り先・戻られる時期をご記入いただいた場合でも、生後1か月以内に保健こども課の保健師からご連絡をさせていただきます、家庭訪問の日時や場所について、ご希望をお尋ねします。生後2か月を超えて里帰りを継続される場合は、「定期予防接種予診票つづり」をお渡しする方法についてもご相談させていただきます。

(8) 産後ケア事業

協力産科医療機関等に宿泊、または協力産科医療機関等による家庭訪問によって、次の保健サービスを受けることができます。

- ・お母さんの健康管理、産後の生活面の指導
- ・乳房ケア、授乳方法の指導
- ・赤ちゃんの身体計測、発育状態の観察
- ・赤ちゃんの沐浴、抱っこの仕方など、育児方法の指導
- ・育児相談や保健指導など

《対象者》

以下の5点すべてに該当する方が対象です。

- ① 度会町の住民基本台帳に記録されている、または度会町の外国人登録原票に登録されている方
- ② 産後おおむね1年までのお母さんと赤ちゃん
- ③ 家族などから家事、育児の援助が受けられない方
- ④ 産後の身体的機能の回復について不安がある、または育児不安が強く保健指導を必要とする方
- ⑤ お母さんと赤ちゃんともに専門的な治療の必要のない方

《利用期間》

原則7日以内（連続していなくてもかまいません）

《利用料金》

自己負担あり
（サービス内容や課税状況などにより異なります）



《利用できる施設》

	宿泊型	通所型	訪問型
菊川産婦人科	○	○	
てらだ産婦人科	○	○	
エンジェルスマイルモモ	○	○	○

※実施機関により利用条件が異なります。

詳しくは役場 保健こども課（TEL：62-1112）へお問い合わせください。

(9) 健康保険への加入

国内にご住所のある方は、健康保険に加入することになっています。出生届と同様に、赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内（ただし、14 日目が休日の場合はその翌日）に加入手続きをする必要があります。

※ 国民健康保険へ加入されている方

国民健康保険は、病気やケガに備えて、お金（保険料（税））を出し合い安心して治療が受けられる制度です。75 歳未満で職場の健康保険などに加入している方、生活保護を受けている方以外は、全員が国民健康保険に加入することになっています。

《加入者》

- ・ 自営業の方、農業・漁業等にたずさわっている方
- ・ 退職して職場の健康保険等をやめた方とそのご家族
- ・ パート、アルバイト等をしていて職場の健康保険に加入していない方
- ・ 住民票に記載されている外国籍の方で職場の健康保険に加入していない方

《持ち物》

世帯主の保険証

届出に来られる方の本人であることの証明（運転免許証、パスポート等）

《届出先》

役場 税務住民課（TEL：62-2412）

※ 職場等の健康保険に加入されている方

会社等で働く方は、一定の条件を満たした場合、社会保険（健康保険と厚生年金）に入らなければなりません。

なお、社会保険の加入条件は以下の3つがあります。

- ① 会社が社会保険に加入している事業所であること
- ② 一定以上の労働時間があること
- ③ 一定以上の雇用契約期間があること

《届出先》 勤務先



(10) 出産育児一時金

出産育児一時金制度とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

※ 妊娠 85 日以上の出産であれば、死産・流産でも支給されます。

《支給額》

新生児 1 名につき 50 万円

※ 在胎週数が 22 週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合、48 万 8 千円

↑ 詳細は、日本医療機能評価機構のホームページをご覧ください

《申請方法》

※ 国民健康保険へ加入されている方

- 持ち物：国民健康保険証、母子健康手帳、医療機関の証明書、領収書、振込先がわかるもの（通帳等）
- 申請窓口：役場 税務住民課（TEL：62-2412）

※ 出産を予定する方が、以前、社会保険等の「本人」で 1 年以上加入されており、社会保険の資格を喪失してから 6 か月以内に出産された場合は、社会保険から出産育児一時金が支給されるため、以前の勤務先へお問い合わせください。

※ 職場等の健康保険に加入されている方

勤務先へお問い合わせください

出産育児一時金を医療機関等が受け取るようにすることで、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなる制度もあります（制度を導入する施設が対象）。これらの制度を利用するか、加入している健康保険組合などへ直接請求して支給を受けるかは、妊婦さんに選択していただけます。これらの制度を利用される場合の支給手続きは、医療機関で行ってください。

制度名	説明
直接支払制度	出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度
受取代理制度	妊婦等が、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される制度

(11) 児童手当

児童手当は、幼い子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちのため支給される手当です。手当を受け取るためには、赤ちゃんが生まれた日の翌日から15日以内に手続きをする必要があります。ただし、公務員の場合は勤務先から支給されますので、勤務先で手続きを行ってください。

※令和6年10月分から拡充されます。

令和6年9月分までについては対象者や金額等、下記内容と異なります。

《対象者》

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
※所得制限なし

《支給額》

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳～高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

《申請窓口》

役場 保健こども課（TEL：62-2413）

(12) 子ども医療費助成制度

度会町では、0歳から中学校卒業までのお子さんが健康保険を利用して入院または通院した場合の自己負担額を助成しています。

《対象者》

医療保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童

※所得制限あり

《助成額》

入院・外来に要した保険診療の自己負担相当額

（医療機関等での支払額は10円未満四捨五入のため、助成額とは多少の誤差が生じる場合があります）

※加入医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は助成額から控除します

《申請窓口》

役場 税務住民課（TEL 62-2412）

(13) 養育医療給付制度

度会町では、満 1 歳未満の未熟児で、入院治療が必要な場合、その医療（保険診療分）の給付を行います。

《対象者》

次の①または②に該当し指定養育医療機関において医師が必要と認めた満 1 歳未満の乳児

- ① 出生体重が 2,000 g 以下の場合
- ② 生活力が特に弱く、身体的発育が未熟なため現れる一定の症状を有している場合

《対象となる医療》

申請時、**医師の意見書に記載された症状に対する入院治療（出生～最初の退院まで）のみ。**退院後医療機関で支払いが済んでいる場合、退院された場合は適応外となります。

《必要書類》

- ① 養育医療給付申請書（様式第 1 号）
- ② 養育医療意見書（様式第 2 号）：主治医に記入を依頼してください
- ③ 世帯調書（様式第 3 号）：出生されたお子さんのお名前もご記入ください
- ④ 遅延理由書（様式第 4 号）：生後 30 日以降の申請の場合のみ必要
- ⑤ お子さんの健康保険証：役場でコピーさせていただきます
- ⑥ 世帯全員の個人番号カードまたは通知カード
- ⑦ 受領委任及び承諾書：同意された方のみ
- ⑧ 来庁される方の身分証明書：個人番号カードをお持ちいただいた方は不要
※代理人（保護者以外の方）が来庁される場合は、委任状が必要です

《助成方法》所得に応じた自己負担金が発生します

- ① 病院での負担金支払いはありません
- ② 後日、役場から自己負担金の支払い通知が届いてからお支払いいただきます
- ③ 福祉医療費助成制度の認定のある方は、数か月後、お支払いいただいた負担金が役場より助成されます

《申請窓口・問合せ先》 役場 保健こども課 （TEL：62-1112）